



『これからも邑楽で』の人も  
『ようこそ邑楽へ』の人も

# 【close up】 くらしのサポート 制度

邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがたくさんあります。このページでは町の「サポート制度」の一部を紹介。年間を通して手元にあると便利かもしれません。

## 出張理・美容サービス

在宅で生活している寝たきりの高齢者などに、出張理・美容サービスを行います。

▼対象(次のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)

- ①要介護4以上の人(1年以上)
- ②重度障がい者

▼内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給

※差額は自己負担です。

※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

▼申請・問合先 役場福祉介護課 ■対象①は47-5021、対象②は47-5024



## 特定疾患等患者見舞金

特定医療費(指定難病)を受給している人などに見舞金を支給します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①特定医療費(指定難病)を受給している

## 見守り配食



高齢者の安否確認を目的として、栄養バランスの取れた夕食(弁当)を配達します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②安否確認が必要
- ③食事の確保と調理が困難

▼配食日 月～土曜日(祝日・年末年始)

## 徘徊探知機の貸し出し

認知症高齢者を介護する家族などに「徘徊探知機」を貸し出します。

▼対象 おおむね65歳以上の認知症高齢者などを在宅で介護する人

▼費用 月額1,000円

※利用者が町民税非課税の場合は無料。

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

▼申請・問合先 役場福祉介護課 ■47-5022



普段使っている衣服やバッグにつけて、GPSで位置確認ができます

## 紙おむつなどの支給

在宅で生活している寝たきりの高齢者や障がい児(者)に、紙おむつなどの支給を行います。

▼対象(町内に住所があり、次のいずれ

## 介護用車両購入費補助

在宅の重度身体障がい児(者)や寝たきりの高齢者に乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造に掛かる費用の一部を補助します。

▼対象(次のいずれかに該当する人やその家族)

- ①下肢、体幹機能障害の1・2級
- ②おおむね65歳以上で、寝たきりの人または日常的に車いすの必要がある人

▼補助対象 左表の通り

対象	補助金額 (福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初度登録年月から (a)36か月以内 6万円 (b)37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額 (上限10万円)

※車両によっては福祉車両と認められない場合があります。事前に相談ください。

申請前の購入・改造は補助の対象になりません



## かに該当する人

①65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上

②排せつ行為に支障のある身体障害者手帳1・2級または、療育手帳Aの認定を受けている

▼支給内容(一月あたり)

紙おむつ2袋、または紙おむつ1袋と尿取りパッド2袋

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

▼申請・問合先 役場福祉介護課 ■対象①は47-5021、対象②は47-5024

## 住宅用火災警報器支給

在宅で生活している一人暮らしの高齢者に住宅用火災警報器(煙式・電池式)を1世帯につき1個支給します。住宅用火災警報器は火災により発生する煙を早期に感知し、知らせしてくれる重要な機能を備えています。

▼対象(町内に在住し、次の全てに該当する人)

- ①自宅に住宅用火災警報器を設置していない
- ②申請者が現在居住し、所有する住宅に設置する
- ③住民税非課税世帯に属している
- ④「ひとり暮らし高齢者調査」における

## 救急医療情報キット

一人暮らしの高齢者などに「救急医療情報キット」を配布します。これは、高齢者などが救急搬送される際、的確な処置を受けるために予め自分の情報を保管しておくものです。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の認定を受けている
- ③その他持病などで健康に不安がある

▼費用 無料

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

▼申請・問合先 役場福祉介護課 ■47-5022、各地区の民生委員





**就学援助費と奨励費**

経済的な理由で、小中学校や高等学校などへの就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用を支給。

**【高等学校等就学援助費】**

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内に在在し、高等学校等に在学している生徒の保護者

②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

▼支給額 月額2万円

▼申請方法 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課で申請する

▼必要書類 詳しくは、町教育委員会学校教育課へお問い合わせください

**【小中学校就学援助費】**

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内に在在し、町内の小中学校に在学している児童生徒の保護者

**人間ドック助成**

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人が人間ドックなどを受診する場合、検診費用の一部を助成します。

▼対象(次の全てに該当する人)

①町に住居登録がある

②国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している

③②に滞納がない

④申請年度内に町の健診(特定健診)を受けていない(脳ドックのみ申請の場合は除く)

▼助成額 【1回】2万円【1泊】3万円【脳ドック】1万5千円

▼申請方法 必要書類を提出する

【必要書類】検診結果報告書、検診費の領収書、保険証、印鑑、預金通帳、町の健診(特定健診)の受診券、受診票(脳ドックのみ申請の場合は不要)

▼申請・問合せ先 役場住民保険課 47-5020



**在宅療養支援**

若年がん患者が住み慣れた自宅などの生活の場で安心して自分らしく暮らせるように、在宅介護サービス利用料などの一部を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)

①39歳以下の末期がん患者(医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したがん患者)

②町に住所を有している

③在宅療養上の生活支援と介護が必要

④同様の公的支援を受給していない

▼対象サービス 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入、介護支援専門員によるマネジメント

▼助成額 サービス利用料の9割(1割は自己負担)

※助成額の上限を超えた場合には、超過額が全額利用者負担。

▼申請方法 支援事業利用申請書と医師の見解書を保健センターに提出

▼申請・問合せ先 保健センター 88-5533

**医療用ウィッグ等助成**

がんの治療に伴う脱毛症状や、手術により外見の悩みを抱えるがん患者のための医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費を補助します。

②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

※支給は世帯の収入状況などにより決定します。

**【小中学校就学奨励費】**

小中学校の特別支援学級の児童生徒の保護者に、就学奨励費として学用品・修学旅行・給食などの費用(就学援助費の2分の1)を支給します。

支給には条件がありますので、5月中旬に学校を通じて保護者へお知らせします。

▼申請・問合せ先 町教育委員会学校教育課 47-5041

**災害遺児手当**

▼対象(次のいずれかに該当する人)

①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童

②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童

▼支給金額 児童一人につき月額3,000円

▼申請方法 役場子ども支援課で申請する

▼必要書類 事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明、印鑑など

▼申請・問合せ先 役場子ども支援課 47-5044

**在宅療養支援**

▼対象(次の全てに該当する人)

①町に住所を有している

②がんの治療に伴う脱毛、乳房の切除などで1年以内にウィッグや補整具を購入した

③町税などの滞納がない

▼助成内容・助成額 医療用ウィッグ(本体、ネット)および抗がん剤治療用キャップ・上限3万円、乳房補整具(人工乳房、パッド、ニップル、これらを固定する下着など)・上限2万円

▼申請方法 次の書類を保健センターに提出する

①助成金交付申請書兼請求書 ※書類は保健センターにあります。

②がん治療の受診を証明する書類(診療報酬明細書、治療方針計画書などの写し)

③購入した補整具の領収書など(購入日、名称、購入額を証明する書類)

▼申請・問合せ先 保健センター 88-5533

**福祉医療費**

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

①子ども(18歳になる年の年度末まで)

②重度心身障害者・特別児童扶養手当1級・障害年金1級、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B1)

③現在、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭

▼支給対象 保険診療の自己負担分は除く。

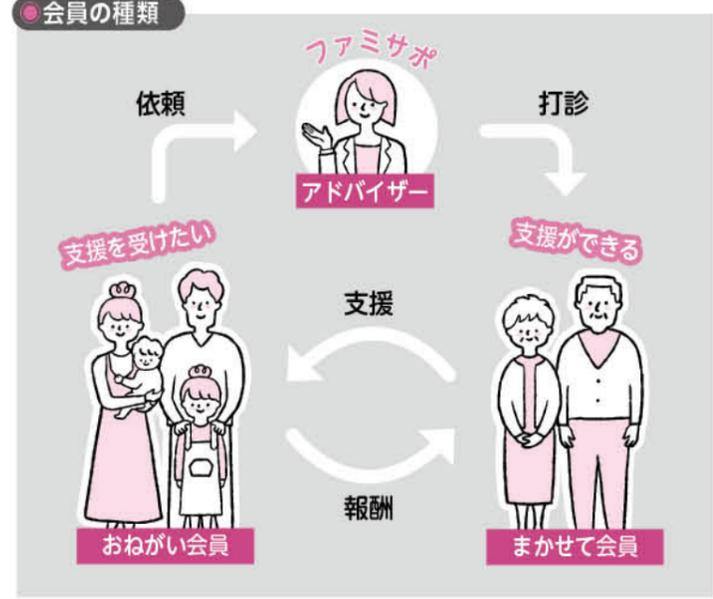
▼その他 申請方法や支給方法は役場住民保険課までお問い合わせください

▼申請・問合せ先 役場住民保険課 47-5020

邑楽町ファミリー・サポート・センター

ファミサポがあなたの子育てを応援  
新規会員募集中

ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を受けたい人とできる人が会員となって、一時的な育児の支援を有償で行う組織です。子育ての支援を受けたい人「おねがい会員」と、支援ができる人「まかせて会員」、どちらも希望する「どっちも会員」を募集しています。



●料金基準 (子ども1人1時間あたり)

月～金曜日(午前8時～午後6時) ▶ 700円  
土・日曜日、祝日など(午前8時～午後6時) ▶ 800円  
※上記以外の時間は1時間あたり100円増。  
※その他、食費・交通費などは事前に両者で確認。

●支援内容

- ▶ 保育施設や放課後児童クラブなどの送迎
- ▶ 保育開始前や終了後、放課後の預かり
- ▶ 保護者の病気や冠婚葬祭のときの預かり
- ▶ 保護者が買い物など外出のときの預かりなど

申込・問合せ先 ▶ 役場子ども支援課  
☎47-5048

詳しくは町ホームページ▶



▼対象(次の全てに該当する人)

①町に住所を有している

②がんの治療に伴う脱毛、乳房の切除などで1年以内にウィッグや補整具を購入した

③町税などの滞納がない

▼助成内容・助成額 医療用ウィッグ(本体、ネット)および抗がん剤治療用キャップ・上限3万円、乳房補整具(人工乳房、パッド、ニップル、これらを固定する下着など)・上限2万円

▼申請方法 次の書類を保健センターに提出する

①助成金交付申請書兼請求書 ※書類は保健センターにあります。

②がん治療の受診を証明する書類(診療報酬明細書、治療方針計画書などの写し)

③購入した補整具の領収書など(購入日、名称、購入額を証明する書類)

▼申請・問合せ先 保健センター 88-5533

**骨髄移植 ドナ-登録助成**

通院・入院・面談など  
1日につき **2万円**  
(上限14万円)

☎ 保健センター 88-5533

助成対象や申請方法など詳しくは町ホームページ▶



浄化槽補助金

生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、浄化槽設置経費に対する補助金を交付します。

▼補助対象 左表のとおり

人槽区分	限度額	
	①新規設置	②転換設置
5人槽	13万2千円	36万円
7人槽	17万3千円	46万2千円
10人槽	22万8千円	58万5千円

※②で宅内配管工事を伴う場合は、工

①住宅を新築する際に浄化槽を設置する場合。②既設の単独処理浄化槽や汲み取り槽を写真などで確認した上で、機能を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合。

事に要した経費を補助(上限30万円)  
▼申請期限 令和7年1月31日◎  
※予算額に達した場合は、受付期間中でも受付を終了します。

【注意事項】  
申請前の浄化槽工事は補助の対象になりません

申請をせずに浄化槽工事を実施したものは補助対象外です。  
申請手続きは一般的に浄化槽工事業者が代行して行っていますので、工事の契約をする前に浄化槽工事業者に確認してください。

▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5036

住宅リフォーム補助金

申請前の購入・改造は補助の対象になりません

個人住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内在住で、住民登録がある
  - ②町税などの滞納がない
  - ③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金を受けていない
- ▼補助対象住宅(次の全てに該当する住宅)

- ①自らが町内に所有し、かつ居住する
  - ②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分
- ▼補助対象となるリフォーム(次の全てに該当するリフォーム)

- ①町内施工業者による施行
- ②工事費(消費税別)が20万円以上
- ③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増改築など

▼対象となる工事 住宅の増改築、内装・外装工事、建具工事(戸・障子・ふすま)、畳の張り替え、ガラス工事(アルミサッシ・戸)、台所・トイレ・風呂など水回り工事など

▼対象とならない工事 住宅本体以外の工事(物置・車庫・別棟離れの建築工事、購入設備(家電製品・家具・備品)など)  
▼補助金額 工事費(消費税別)の10% ※最高限度額20万円。  
※1住宅1回限りの補助。  
※交付は予算の範囲内に限る。

▼申請・問合せ先 役場商工振興課 47-5026

木造住宅の耐震サポート

旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣

して耐震診断します。  
▼対象となる建物(次の全てに該当する建物)  
①昭和56年5月31日以前に着工した、一戸建て木造住宅または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)  
②平屋建てまたは2階建て  
③在来軸組工法で建築したものの

▼申請できる人次の全てに該当する人  
①対象住宅の所有者で居住者  
②町税などの滞納がない

▼申請期間 4月15日◎～9月30日◎  
▼必要書類 建築確認申請書(建築確認済証)、印鑑  
▼費用 千円(診断者の交通費)

【木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)】  
▼対象となる建物 木造住宅耐震診断を受けた住宅  
▼精密耐震診断の補助金 費用の2分の1の額(上限13万6千円)

▼耐震改修工事の補助金 費用の2分の1の額(上限80万円)  
※申請方法や必要書類については、事前に確認してください。

▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5031

危険ブロック塀除却補助

道路への倒壊が危惧されるブロック塀などの除却工事を行う所有者に対して、補助金を交付します。

▼補助金額 工事費(税抜き)の3分の2の額(上限5万円)

▼申請期間 4月15日◎～9月30日◎

▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5031



老朽化した塀は思わぬ事故につながる場合も

防犯カメラ設置費補助金

申請前の購入・設置は補助の対象になりません

個人住宅に家庭用の防犯カメラを設置する場合、その経費の一部を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)



- ①町内在住で、防犯カメラを設置する住宅に居住する
- ②防犯カメラを設置する住宅の所有者、または所有者の同意を得ている
- ③町税などの滞納がない

▼対象経費 カメラ・モニター・録画装置などの機器購入費、機器やカメラ作動中などの表示板設置に係る経費

▼補助金額 対象経費(消費税込)の50%で上限は2万円  
※1世帯1回限り。  
※交付は予算の範囲内に限る。

▼申請・問合せ先 役場総務課 47-5018

空家対策補助金

【空家リフォーム補助金】

自己の居住のために購入した空家のリフォーム工事に要する費用を助成します。

▼補助金額 工事費(税抜き)の20%以内、上限20万円(特別な要件を満たす場合は上限30万円)

【空家等利活用補助金】

空家や空家跡地を活用するうえで必要な工事(リフォーム工事を除く)に要

する費用を助成します。  
▼補助金額 工事費(税抜き)の20%以内、上限10万円(特別な要件を満たす場合は上限20万円)

【危険空家除却補助金】  
倒壊などが危惧される空家(特定空家を除く)を除却する工事に要する費用を助成します。

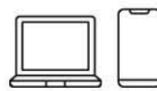
▼補助金額 工事費(税抜き)の20%以内、上限10万円(特別な要件を満たす場合は上限20万円)  
▼申請期間(共通) 4月15日◎～9月30日◎  
※申請方法や必要書類については、事前に確認してください。

▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5031

町の暮らしに役立つ情報は  
こちらからお知らせ



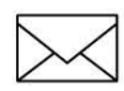
広報おうら(毎月1日発行)



町ホームページ



公式X(旧ツイッター)



お知らせメール

